

新型コロナ禍における課外活動合宿／宿泊ガイドライン(改訂版)

神奈川大学
学生生活支援部
保健管理センター

本ガイドラインは、課外活動団体が新型コロナウイルス感染症の予防を適切に行いながら、宿泊を伴う活動を実施することを目的として策定しました。宿泊先では感染対策責任者は、宿泊に伴う感染対策について部員・指導者等と共有し、指導、管理を行ってください。

なお、本ガイドラインに違反した場合や新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の対応等に問題があると判断された場合は、活動停止等の厳重な処分を科しますのでご注意ください。

1) 合宿／宿泊を伴う活動を実施する際の手続きについて

- ・ 本ガイドラインおよび神大ルールに記載の内容を十分に確認すること。
- ・ 合宿や遠征を実施する場合は、「**合宿遠征届**」(事務手続きに必要な所定様式の一覧より入手)を所属キャンパス学生課に必ず提出してください。事前に届出の提出がない場合、合宿遠征先で万一事故があっても、学生保険の適用対象となりませんので、必ず提出するようにしてください。

2) 参加条件について

- ・ 参加の強要はせず、参加しないことにより、不利益を被ることがないようにする。
- ・ 感染対策責任者は、部員及び指導者から必ず体調報告を受けて体調管理を行うとともに、本ガイドラインを遵守させること。

3) 体調管理について

- ・ 通常練習参加時と同様に、合宿2日前から朝・夕の検温及び健康チェック(頭痛・のどの痛み・咳・倦怠感など、ごく軽い症状も含む)を行い、記録する。
- ・ 合宿／宿泊実施前24時間に、部員に少しでも体調不良があった場合は、当該部員は参加不可とする。

4) 宿泊・施設について

- ・ 部屋は「個室」が望ましいが、下記の感染対策を遵守することを条件に1部屋に対して4名まで可とする。
- ・ 他の部屋への出入りはせず、室内でも常時不織布マスクを着用し、換気に注意する。
- ・ 連泊する場合、同室者の変更は行わない。

※横浜キャンパス及び湘南ひらつかキャンパス内の合宿所(※湘南ひらつかキャンパスの合宿所は2023年4月1日以降利用不可)を利用する場合も各部屋上限4名とし、上記ルールに従うものとする。

5) 宿泊施設までの移動について

- ① 原則「個人」で移動する。
公共交通機関を利用する場合は、私語を控え、会話をしている人には近づかない。
- ② やむを得ず車で移動する場合は下記の感染防止策を遵守させる。

- ・常時不織布マスク着用を徹底し、交通安全上やむを得ない声かけ以外の車内における会話はしない。
- ・常時窓開けなど、換気を行いながら走行する。2時間以上の移動となる場合には、2時間に一度は停車し、窓を全開にして10分間の換気を行う。
- ・車内での飲食は絶対にしない。(不織布マスクを外す機会を作らない)

6) 合宿／宿泊期間中の感染防止対策

① 宿舎内での対策

1. 宿舎での入退時は不織布マスクを着用し、原則1人での行動とする。
2. 毎朝夕の検温(非接触型体温計)と身体症状の確認を行い、記録をする。
3. 原則として割り当てられた部屋で生活し、共用スペースの利用は最低限にとどめる。
4. 喫食時の注意事項
 - ・ **個食、黙食を徹底し、懇親会は禁止とする**
 - ・ 食堂利用時は、手洗い(手指消毒)をし、不織布マスク着用で入室する。
 - ・ 食事は個人ごとの配膳をする
(料理のシェアは禁止)。
 - ・ 食事後はすぐに不織布マスクを着用し、速やかに退出する。
5. 風呂、洗濯、脱衣所では密にならないように注意する。
 - ・ 原則個人の部屋の風呂、ないしシャワーを使用し、大浴場は使用しない。
 - ・ 大浴場しかない場合は、入浴時間を個々にずらして設定し、密にならないようにする。

※脱衣所・入浴中など不織布マスクを着用していない場面では私語厳禁

② 部外者との接触や外出等については、感染対策責任者のもと対応する。

7) 体調不良者の発生時の対応

- ・ 個室で隔離する
※個室でない場合は、ただちに同じ部屋の部員・指導者は別エリアの居室に移動する。
 - ・ 体調不良者は可能な限り帰宅させ、帰宅後最寄りの医療機関を受診させる。
 - ・ 自力で帰宅困難な体調不良者は、同居家族に連絡して車での迎えを依頼する。
(部員同士・指導者の送迎での帰宅は認めない)
 - ・ 他の部員・指導者に、体調管理の徹底を指示する。
- ※帰宅できずに現地医療機関にかかる場合があるので、あらかじめ受診できる医療機関を調べておく。

8) 合宿／宿泊の中止・解散

- ・ 体調不良者が1名出て、その体調がすぐに(目安として1時間以内)十分回復しない場合、もしくは続けて体調不良者が出た場合には、ただちに合宿／宿泊を中止し全員帰宅させ、所属キャンパス学生課に合宿／宿泊中止の連絡を行う。
- ・ 感染対策責任者は、体調不良者に最寄りの発熱センターへの相談や事前連絡のうえ医療機関への受診を促す。
- ・ 引き続き、他の部員・指導者へ体調管理の徹底と、少しでも体調に異変が出た場合は速やかに感染対策責任者へ報告するよう指示する。

9) 合宿／宿泊後に、新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した場合

- ・ 感染・濃厚接触者対応マニュアルに従って速やかに対応を行う。

以上